

特定健診では、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病が複数発症している状態であるメタボリックシンドrome(メタボ)に着目し、リスクがある人には、生活習慣を見直すための保健指導をご案内しています。

メタボを放置していると、心筋梗塞、脳卒中などの重大な病気につながり、生活の質の低下や医療費の負担増大を招きます。

自覚がない人もこの機会に健診を受け、メタボ予防や改善に取り組みましょう。

※特定健診の受診案内および健診の際に持参する受診券については、6月上旬までに郵送します。



## ◆ 特定健診の流れ ◆

### ▶ 40歳～74歳の人 (平成30年3月31日現在年齢)

6月上旬までに特定健康診査の案内と受診券が届きます。

#### 集団健診を受診する場合

健康増進課に予約をします。

予約受付日 6月12日(月)～16日(金)

※予約専用電話を設けます。

※6月上旬までに郵送する案内を参照してください。

健診会場で健診を受けます。

健診期間	つぎのいずれかの期間(土曜・日曜日を含む) 【夏】7月3日(月)～14日(金) ※7日(金)を除く 【秋】9月28日(木)～10月6日(金)
健診会場	ウェルス幸手または西公民館
同時に受診できる検診(有料)	①胃がん検診 ②大腸がん検診 ③肺がん検診 ④前立腺がん検診 ⑤肝炎ウイルス検診 ※①～③は、平成29年4月1日現在で40歳以上の人、④は、平成29年4月1日現在で50歳以上の男性、⑤は、平成30年3月31日現在で40歳の人または過去に受診したことが無い人

#### 個別健診を受診する場合

実施医療機関に予約をします。

実施医療機関で健診を受けます。

健診期間	6月～12月
健診会場	実施医療機関
同時に受診できる検診	ありません

※実施医療機関とは、市と特定健診の契約をしている医療機関です。詳細については、6月上旬までに郵送する案内でお知らせします。

### ▶ 75歳以上の人・生活保護受給中の人に

詳細については、広報さって5月号でご案内します。

#### 継続受診者のみなさんへ

特定健診は40歳から受診することができます。また、ご自分の健康を守るため、毎年継続して受診することが重要です。

市では、平成29年度の健診を受診し、3年以上継続して受診している人に、ささやかながら記念品を贈呈します。生活習慣病の早期発見と予防のため、毎年の受診を心掛けましょう。

問合せ ◆特定健診の制度について 保険年金課 (43) 1111 内線 4404・FAX (43) 1125

◆特定健診の健診内容(各種がん検診を含む)・特定保健指導について

健康増進課 (42) 8421・FAX (42) 2130

# 大切なあなたを守る 特定健診

## ◆ 対象 ◆

受診日に市の国民健康保険に加入している人で、平成30年3月31日時点で40歳～74歳に達している人（平成29年度中に75歳になる人は、誕生日の前日まで）

※国民健康保険以外の医療保険に加入している人は、加入する医療保険者（サラリーマンの人やその家族の人は勤務先の保険組合、公務員の人やその家族の人は共済組合など）が契約した医療機関で健診を受けることとなります。詳細については、勤務先にお問い合わせください。

※後期高齢者医療に加入している人（75歳以上の人）の健診は、広報さって5月号でお知らせします。

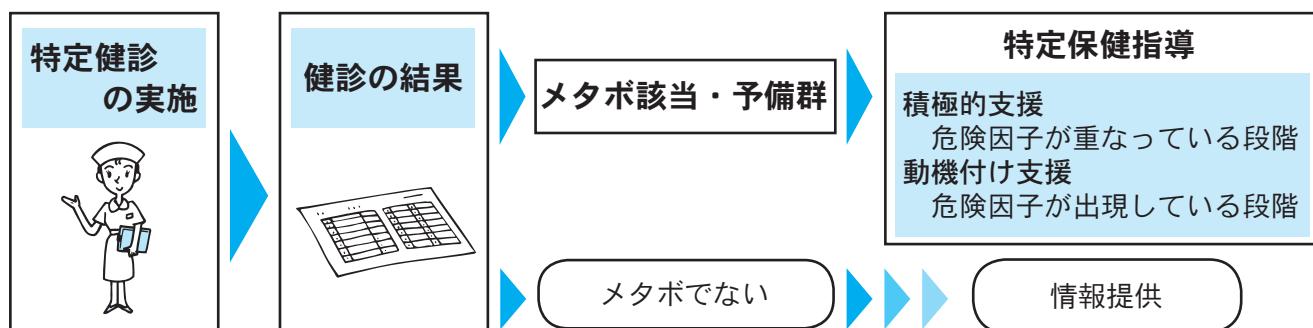
## ◆ 健診費用 ◆

多くの人に特定健診を受診していただき、生活習慣病の早期発見と予防を促進するため、[特定健診の健診費用を無料](#)としています。

※同時に受診できるがん検診などは有料になります。

## ◆ 特定保健指導の流れ～無料で受けられます～◆

右ページの特定健診の受診結果により、特定保健指導の対象と判断された人は、メタボの予防・改善のため、市の保健師や栄養士が特定保健指導を行います。



○特定保健指導は、無料で受けることができます。また、積極的支援の人は3か月後に生活習慣の改善効果を確認するための再検査（無料）を受けることができます。

## 人間ドック・脳ドックの検査費用の一部を助成しています

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入しているみなさんの疾病の予防・早期発見の促進と健康の保持増進のため、検査費用の一部助成を行っています。

特定健診を受診した人も助成を受けることができます。特定健診と併用し、計画的に健診を受けましょう！

問合せ 保険年金課 (43) 1111 内線 4404  
FAX (43) 1125

**対象** 受診日時点で、つぎの要件に該当する人

○満35歳以上の国民健康保険被保険者

（国民健康保険税に未納がない世帯）

○後期高齢者医療被保険者

（後期高齢者医療保険料に未納がない人）

**助成額** 1人につき同一年度内に2万7,000円が上限

※人間ドックなどの検査費用が2万7,000円未満の場合は、その検査費用額を助成

※人間ドックまたは脳ドックのいずれか1回のみ

※後期高齢者医療被保険者は、同一年度内に国民健康保険で、この助成を受けていない人

**申込み** 人間ドックまたは脳ドックを受診し、結果を受領後、保険年金課窓口で申請してください。

### 持ち物

- ・被保険者証
- ・検査費用の領収書
- ・検査結果（原本はお返します）
- ・振込先の預金通帳

※人間ドックとは、特定健診の健診項目をすべて含むものとし、脳ドックとは頭部のMRAやMRIなどの画像診断とします。

※治療のための検査は保険診療が適用されますので、この助成は受けられません。